

平成 27 年

小松島市議会 9 月定例会議議案書

平成 27 年 9 月 4 日開会

目 次

	(P)
議案第61号	平成26年度小松島市一般会計歳入歳出決算の認定について 4
議案第62号	平成26年度小松島市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定について 5
議案第63号	平成26年度小松島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 6
議案第64号	平成26年度小松島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について 7
議案第65号	平成26年度小松島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 8
議案第66号	平成26年度小松島市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について 9
議案第67号	平成26年度小松島市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 10
議案第68号	平成26年度小松島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について 11
議案第69号	平成26年度小松島市水道事業会計決算の認定について 12
議案第70号	平成26年度小松島市自動車運送事業会計決算の認定について 13
議案第71号	平成27年度小松島市一般会計補正予算(第1号) 14
議案第72号	平成27年度小松島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 18
議案第73号	平成27年度小松島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 20
議案第74号	小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について 22
議案第75号	小松島市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について 24
議案第76号	小松島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について 26
議案第77号	小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について 30
議案第78号	小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について 32
議案第79号	訴えの提起について 34
議案第80号	市道の路線の認定について 43
報告第11号	平成26年度小松島市健全化判断比率の報告について 45
報告第12号	平成26年度小松島市公共下水道事業資金不足比率の報告について 47
報告第13号	平成26年度小松島市水道事業資金不足比率の報告について 49
報告第14号	平成26年度小松島市自動車運送事業資金不足比率の報告について 51
報告第15号	平成26年度小松島市土地開発公社決算の報告について 53
報告第16号	専決処分等の報告について(損害賠償額の決定) 54

議案第61号

平成26年度小松島市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成26年度小松島市一般会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査に付し、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第62号

平成26年度小松島市競輪事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

平成26年度小松島市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査に付し、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第63号

平成26年度小松島市後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について

平成26年度小松島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査に付し、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第64号

平成26年度小松島市住宅新築資金等貸付事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

平成26年度小松島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
の認定について、監査委員の審査に付し、別紙のとおり監査委員の意見
を付けて議会の認定を求める。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第65号

平成26年度小松島市国民健康保険特別会計
歳入歳出決算の認定について

平成26年度小松島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査に付し、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第66号

平成26年度小松島市土地取得事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

平成26年度小松島市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査に付し、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第67号

平成26年度小松島市介護保険特別会計
歳入歳出決算の認定について

平成26年度小松島市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査に付し、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第68号

平成26年度小松島市公共下水道事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

平成26年度小松島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の審査に付し、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第69号

平成26年度小松島市水道事業会計決算の認定について

平成26年度小松島市水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第70号

平成26年度小松島市自動車運送事業会計決算の認定について

平成26年度小松島市自動車運送事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

議案第 7 1 号

平成 2 7 年度小松島市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度小松島市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 3 0, 0 2 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7, 2 1 3, 0 2 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 7 年 9 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		3,266,000	67,225	3,333,225
	1 地方交付税	3,266,000	67,225	3,333,225
14 国庫支出金		3,021,434	17,250	3,038,684
	2 国庫補助金	626,347	17,250	643,597
15 県支出金		988,201	70,093	1,058,294
	2 県補助金	266,225	69,079	335,304
	3 県委託金	95,738	1,014	96,752
20 諸収入		200,247	8,160	208,407
	4 雑入	190,537	8,160	198,697
21 市債		3,523,200	167,300	3,690,500
	1 市債	3,523,200	167,300	3,690,500
歳入	合 計	16,883,000	330,028	17,213,028

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,253,456	7,181	1,260,637
	1 総務管理費	914,643	4,017	918,660
	3 戸籍住民基本台帳費	81,461	3,164	84,625
3 民生費		6,108,568	67,257	6,175,825
	1 社会福祉費	1,924,096	7,337	1,931,433
	3 児童福祉費	2,105,280	47,133	2,152,413
	4 生活保護費	1,298,783	11,984	1,310,767
	6 人権対策費	98,937	803	99,740
4 衛生費		1,995,782	6,977	2,002,759
	1 保健衛生費	980,038	6,977	987,015
6 農林水産業費		305,221	83,515	388,736

	1 農 業 費	293,149	81,703	374,852
	2 水 産 業 費	12,072	1,812	13,884
7 商 工 費		44,631	11,787	56,418
	1 商 工 費	44,631	11,787	56,418
8 土 木 費		1,068,117	20,801	1,088,918
	7 都 市 計 画 費	282,184	20,801	302,985
9 消 防 費		605,813	121,932	727,745
	1 消 防 費	605,813	121,932	727,745
10 教 育 費		3,496,386	10,578	3,506,964
	1 教 育 総 務 費	257,166	1,014	258,180
	4 幼 稚 園 費	115,802	7,626	123,428
	5 社 会 教 育 費	128,879	1,938	130,817
歳 出	合 計	16,883,000	330,028	17,213,028

第 2 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	7,900	普通貸借又は 証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	借入先の融資条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
土 木 施 設 整 備 事 業 債	6,300			

2 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
情 報 通 信 技 術 環 境 整 備 事 業 債	11,200	19,500	30,700
多 目 的 ホ ー ル 整 備 事 業 債	11,600	2,200	13,800
河 川 等 整 備 事 業 債	16,700	6,900	23,600
防 災 対 策 事 業 債	48,400	800	49,200
消 防 施 設 整 備 事 業 債	81,400	118,000	199,400
義 務 教 育 施 設 等 整 備 事 業 債	1,896,700	5,700	1,902,400

議案第 7 2 号

平成 2 7 年度小松島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度小松島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 6 7 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 2 3, 2 3 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 9 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		160,245	2,551	162,796
	1 一般会計繰入金	160,245	2,551	162,796
6 国庫支出金		0	1,121	1,121
	1 国庫補助金	0	1,121	1,121
歳入	合計	519,560	3,672	523,232

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		27,587	3,672	31,259
	1 総務管理費	27,217	3,672	30,889
歳出	合計	519,560	3,672	523,232

議案第73号

平成27年度小松島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成27年度小松島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,465千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,503,167千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		320,246	2,465	322,711
	1 繰入金	241,403	2,465	243,868
歳入合計		5,500,702	2,465	5,503,167

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		72,013	2,465	74,478
	1 総務管理費	69,887	2,465	72,352
歳出合計		5,500,702	2,465	5,503,167

議案第 7 4 号

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和 2 9 年小松島市条例第 3 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 7 年 9 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年小松島市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

議案第75号

小松島市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の再任用に関する条例(平成13年小松島市条例第1号)の一部を別紙のように改正する。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の再任用に関する条例（平成13年小松島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第25条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

議案第76号

小松島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

小松島市個人情報保護条例（平成12年小松島市条例第53号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市個人情報保護条例の一部を改正する条例

小松島市個人情報保護条例（平成12年小松島市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「個人情報の収集等」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の収集等」に改める。

第2条第1項第3号中「個人情報の収集，保管（廃棄及び消去を含む。）」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）の収集，保管（廃棄及び消去を含む。）」に改め，同項に次の3号を加える。

（8） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（9） 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

（10） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第3条及び第4条中「個人情報」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」に改める。

第5条中「個人情報が」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）が」に改める。

第9条の見出し中「利用」を「特定個人情報以外の個人情報の利用」に改め，同条第1項中「個人情報」を「個人情報（特定個人情報を除く。）」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第9条の2 実施機関は，特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず，実施機関は，人の生命，身体又は財産の保護のために必要がある場合であって，本人の同意があり，又は本人

の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

第10条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報保護評価）

第10条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

第13条第1項中「自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）」を「自己に関する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下「自己情報」という。）」に改め、第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。

（1） 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）

（2） 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報

第14条第2項中「個人情報の本人又はその法定代理人」を「個人情

報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条から第19条までにおいて同じ。）の本人又はその法定代理人等」に改める。

第20条の見出しを「（自己情報の訂正等の請求）」に改め、同条第2項中「自己情報」を「自己情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 何人も、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

（1） 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

（2） 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

第21条中「個人情報」を「自己情報」に改める。

第24条中「、又は目的外利用等を中止しなければならない。」を「、目的外利用等を中止し、又は利用停止しなければならない。」に改める。

第29条第1項中「個人情報」を「個人情報（特定個人情報を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

議案第 77 号

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 12 年小松島市条例第 54 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 9 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年小松島市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

（7） 特定個人情報ファイル 個人情報保護条例第2条第9号の定義による。

第3条第1項第3号中「及び第9条第2項第6号」を「，第9条第2項第6号及び第10条の2」に改める。

第10条中「又は個人情報ファイル」を「，個人情報ファイル又は特定個人情報ファイル」に改める。

附 則

この条例は，平成27年10月5日から施行する。

議案第78号

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第35号を第36号とし、第34号を第35号とし、第33号を第34号とし、第32号の次に次の1号を加える。

（33） 通知カードの再交付手数料 1件につき 500円

第2条 小松島市事務手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第32号を次のように改める。

（32） 個人番号カードの再交付手数料 1件につき 800円

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

議案第79号

訴えの提起について

別紙、訴状記載の訴えを提起するにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の同意を求める。

平成27年9月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

収入印紙

53,000 円

訴 状

平成 27 年 月 日

徳島地方裁判所 御中

原告指定代理人 青木 洋一

同 尾山 正

同 廣瀬 寛之

同 森井 郁男

同 脇谷 大助

同 佐藤 文幸

同 中村 健人

同 岩永 恵実子

同 西村 晃一

(送達場所)

〒773 - 8501

徳島県小松島市横須町 1 番 1 号

原 告 小 松 島 市

同代表者市長 濱田 保徳

電話 0885(32)2123

FAX 0885(33)3253

〒

徳島県小松島市

被 告 A

〒

神奈川県横浜市

被 告 B

保証債務履行請求事件

訴訟物の価額 金10,277,689円

貼用印紙額 金53,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告 A は、原告に対し、金 5,569,931 円及びうち 3,540,017 円に対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告 B は、原告に対し、金 5,569,931 円及びうち 3,540,017 円に対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 原告は、平成11年6月7日、別紙物件目録記載1の土地（以下「本件土地」という。）につき、訴外有限会社小松島リサイクルセンター（以下「訴外会社」という。）との間で次のとおり賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結した（甲1）。

(1) 期間（第2条）

平成11年6月7日から平成26年3月31日まで15年間。

(2) 賃料（第3条）

年額759,150円。毎年3月31日限り前年4月1日から3月31日までの1年分を後払いで支払う。

(3) 契約の解除（第7条1項）

1回でも賃料の支払いを怠ったときは無催告で直ちに契約を解除できる。

(4) 遅延損害金（第9条）

本件契約終了後、訴外会社が本件土地の明渡しを遅滞したときは、本件契約終了の日の翌日から明渡しに至るまで、1か月金7万円の割合による損害金を支払わなければならない。

2 訴外 C は、原告との間で、平成11年6月7日、本件契約に基づく訴外会社の債務を保証し、訴外会社と連帯して債務を履行するとの合意をした（甲1（本件契約第11条）、以下「本件連帯保証契約」という。）。

3 原告は、平成25年6月14日付け内容証明郵便により、平成21年4月から平成25年3月31日まで4年間分の賃料の未払いを原因として本件契約を解除する旨の意思表示を行い、同意思表示は平成25年6月17日に訴外会社に到達した（甲2、甲3）。

4 原告は、平成26年6月26日、徳島地方裁判所執行官から本件土地の引き渡しを受けた（甲4）。

5 徳島地方裁判所により、訴外会社は、あらかじめ原告に対し、別紙物件目録2及び3記載の建物を収去するための費用として、金8,248,860円を支払えとの

決定がなされ、平成 26 年 3 月 14 日に決定正本が訴外会社に送達された（甲 5、甲 6）。

- 6 徳島地方裁判所執行官は、前項に基づく債務名義による原告の申立てにより、平成 26 年 5 月 23 日、訴外会社の占有する有体動産を差押え（甲 7 の 1、2）、平成 26 年 6 月 27 日、競り売りを実施して売得金 1,170,000 円を原告に交付し（甲 8 の 1、2）、原告はこれによって同額の債権を回収した。
- 7 平成 27 年 2 月 27 日、訴外会社に対し、上記 3 の未払賃料 3,198,829 円及び上記 1(4)の遅延損害金 861,000 円並びに支払督促手続費用 1,174 円の合計金 4,061,003 円に関する仮執行宣言付支払督促正本が送達された（甲 9、10）。
- 8 訴外 C は、平成 11 年 8 月 31 日死亡し、その法定相続人は、妻である訴外 D、長男である被告 A、次男である被告 B である（甲 11）。
- 9 訴外 D は、平成 18 年 1 月 23 日死亡し、その法定相続人は、長男である被告 A、次男である被告 B である（甲 11）。
- 10 よって、原告は、被告 A に対し、本件連帯保証契約に基づき、金 5,569,931 円及びうち 3,540,017 円に対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを求め、被告 B に対し、本件保証契約に基づき、金 5,569,931 円及びうち 3,540,017 円に対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

証 拠 方 法

1 甲第 1 号証	事業用借地権設定契約公正証書（正本）
2 甲第 2 号証	内容証明郵便
3 甲第 3 号証	郵便物等配達証明書
4 甲第 4 号証	強制執行調書（謄本）
5 甲第 5 号証	決定（正本）
6 甲第 6 号証	送達証明申請書（副本）
7 甲第 7 号証の 1、2	差押調書（謄本）
8 甲第 8 号証の 1、2	競り売り調書（謄本）
9 甲第 9 号証	仮執行宣言付支払督促（正本）
10 甲第 10 号証	送達結果通知書
11 甲第 11 号証	除籍謄本

付 属 書 類

1 訴状副本	2 通
2 甲号証（写し）	各 2 通
3 証拠説明書副本	2 通
4 代理人指定書	1 通

物 件 目 録

1 (1) 所在 小松島市坂野町字高塚

地番 17 番 2

地目 雑種地

地積 3,196 平方メートル

(2) 所在 小松島市坂野町字高塚

地番 17 番 5

地目 雑種地

地積 3,518 平方メートル

上記のうち別紙添付図面の斜線部分 810 平方メートル

(3) 所在 小松島市坂野町字高塚

地番 20 番

地目 雑種地

地積 2,890 平方メートル

上記のうち別紙添付図面の斜線部分 1,055 平方メートル

2 (主である建物の表示)

所在 小松島市坂野町字高塚 17 番地 2、17 番地 5、20 番地

家屋番号 17 番 2

種類 工場

構造 鉄骨造スレート葺平家建

床面積 522 平方メートル

(附属建物の表示)

(1) 符号 1

種類 倉庫

構造 鉄骨造スレート葺平家建

床面積 194 平方メートル

(2) 符号 2

種類 事務所

構造 鉄骨造スレート葺2階建

床面積 1階 66平方メートル

2階 66平方メートル

(3) 符号 3

種類 便所・浴室

構造 鉄骨造スレート葺平家建

床面積 35.99平方メートル

3 (未登記建物の表示)

(1) 種類 倉庫

構造 鉄骨造スレート葺平家建

床面積 144平方メートル

別紙添付図面の赤枠部分

(2) 種類 物置

構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 14平方メートル

別紙添付図面の青枠部分

(3) 種類 物置

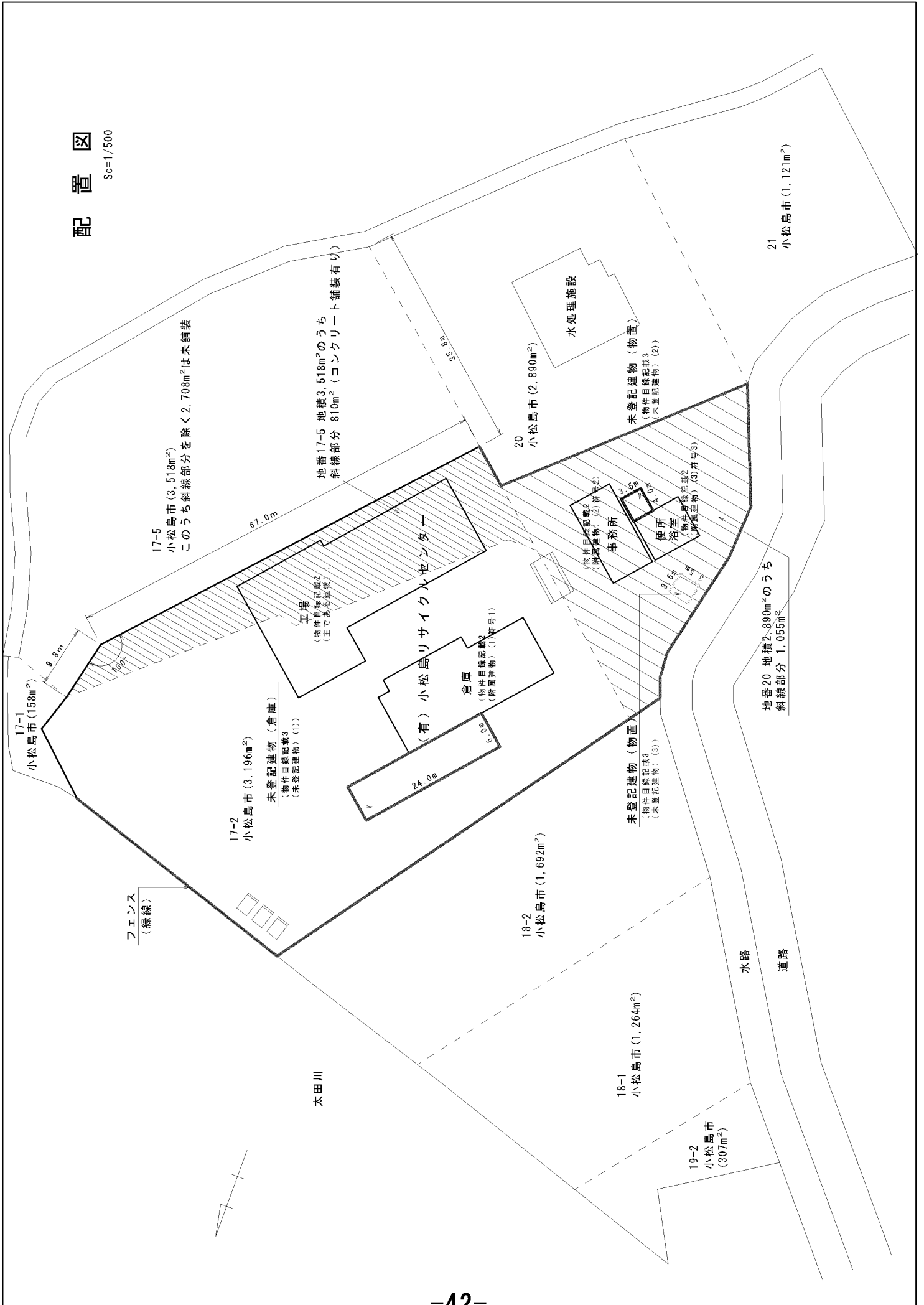
構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 12.25平方メートル

別紙添付図面の黄枠部分

配置図

Sc=1/500



議案第 80 号

市道の路線の認定について

道路法第 8 条の規定に基づき、市道の路線を別紙のように認定する。

平成 27 年 9 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線をつぎのとおり認定する。

路線名及び路線の区間

整理番号	路線名	区 間	起点 終点	重要な経過地	備考
3244	田浦44号線	田浦町字岩金65番の2地先			
		田浦町字岩金50番の1地先			

報告第11号

平成26年度小松島市健全化判断比率の報告について

平成26年度小松島市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成27年9月4日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

健全化判断比率の状況（平成26年度）

（単位：％）

標準財政規模 （千円）		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	うち臨時財政対策債 発行可能額	健全化判断比率	※(0.67) -	※(9.79) -	13.6	84.4
		早期健全化基準	13.52	18.52	25.0	350.0
8,970,449	689,623	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率は、比率が－（マイナス）時には数値として現れないため、黒字の比率を表示。

報告第12号

平成26年度小松島市公共下水道事業資金不足比率の報告について

平成26年度小松島市公共下水道事業資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成27年9月4日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計

資金不足比率の状況（平成26年度）

比 率 名	平 成 2 6 年 度	経 営 健 全 化 基 準
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)

報告第13号

平成26年度小松島市水道事業資金不足比率の報告について

平成26年度小松島市水道事業資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成27年9月4日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

水道事業会計

資金不足比率の状況（平成26年度）

比率名	平成26年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)

報告第14号

平成26年度小松島市自動車運送事業資金不足比率の報告について

平成26年度小松島市自動車運送事業資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成27年9月4日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

自動車運送事業会計

資金不足比率の状況（平成26年度）

比率名	平成26年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)

報告第15号

平成26年度小松島市土地開発公社決算の報告について

小松島市土地開発公社より、別紙のとおり平成25年度の決算に関する書類の提出があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告する。

平成27年9月4日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

報告第16号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月4日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

損害賠償額の決定について

物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	7,722円
相手方	阿南市羽ノ浦町在住の女性
事故発生日	平成27年5月1日
事故発生場所	市道立江31号線(小松島市立江町字馬渕)

事故の概要

被害者運転の軽自動車が入り市道を走行中、道路中央付近に空いていた穴に左前輪がはまり、同箇所のタイヤ1本がパンクしたもの。

平成27年6月5日専決

小松島市長 濱田 保徳